東郷町道路占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後 改正前 東郷町道路占用料条例 東郷町道路占用料条例 取和61年3月24日条例第13号 昭和61年3月24日条例第13号

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(占用料の徴収方法)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、別表第3欄に掲げる単位のうち占用の期間が 1日又は1月の占用物件に係る占用料は、前項に規定する許可、協議の成立又は同意の日から1月以内に前項の納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

別表(第2条関係)

<u>占用物件の種</u> <u>類</u>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>占用料</u> (単位 円)
法第32条第1	第1種電柱	1本1年につ	<u>1, 100</u>
項第1号に掲		き	
げる工作物	第2種電柱	1本1年につ	<u>1,600</u>
		き	
	第3種電柱	1本1年につ	2, 200
		き	
	第1種電話柱	1本1年につ	940
		き	
	第2種電話柱	1本1年につ	<u>1,500</u>
		き	
	第3種電話柱	1 本 1 年 に つ	2, 100
	_	き	
	その他の柱類	1 本 1 年 に つ	94

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(占用料の徴収方法)

第4条 (略)

別表 (第2条関係)

占用物件の種 <u>類</u>	<u>区分</u>	単位	<u>占用料</u> (単位 円)
法第32条第1	第1種電柱	1本1年につ	930
項第1号に掲		き	
げる工作物	第2種電柱	1本1年につ	1,400
		き	
	第3種電柱	1本1年につ	<u>1, 900</u>
		き	
	第1種電話柱	1本1年につ	830
		き	
	第2種電話柱	1本1年につ	<u>1, 300</u>
		き	
	第3種電話柱	1本1年につ	<u>1,800</u>
		き	
	その他の柱類	1本1年につ	83

		き	
	共架電線その他上空に設	長さ1メート	9
	ける線類	ル1年につき	
	地下に設ける電線その他	長さ1メート	6
	の線類	ル1年につき	
	路上に設ける変圧器	1個1年につ	920
		き	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平	570
		方メートル 1	
		<u>年につき</u>	
	変圧塔その他これに類す	1個1年につ	<u>1,900</u>
	るもの及び公衆電話所	き	
	郵便差出箱及び信書便差	1個1年につ	790
	<u>出箱</u>	き	
	広告塔	表示面積1平	2, 300
		方メートル 1	
		<u>年につき</u>	
	その他のもの	占用面積1平	1,900
		方メートル 1	
		年につき	
法第32条第1	外径が0.07メートル未満	長さ1メート	40
項第2号に掲	のもの	ル1年につき	
げる物件	外径が0.07メートル以上	長さ1メート	<u>57</u>
	0.1メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.1メートル以上	長さ1メート	<u>85</u>
	0.15メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.15メートル以上	長さ1メート	<u>110</u>
	0.2メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.2メートル以上	長さ1メート	<u>170</u>

		き	
	共架電線その他上空に設	長さ1メート	8
	ける線類	ル1年につき	
	地下に設ける電線その他	長さ1メート	5
	の線類	ル1年につき	
	路上に設ける変圧器	1個1年につ	810
		き	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平	500
		方メートル 1	
		<u>年につき</u>	
	変圧塔その他これに類す	1個1年につ	<u>1, 700</u>
	るもの及び公衆電話所	<u>き</u>	
	郵便差出箱及び信書便差	1個1年につ	<u>690</u>
	<u>出箱</u>	<u>き</u>	
	<u>広告塔</u>	表示面積1平	<u>1, 700</u>
		方メートル 1	
		年につき	
	その他のもの	占用面積1平	<u>1,700</u>
		方メートル 1	
		<u>年につき</u>	
法第32条第1	外径が0.07メートル未満	長さ1メート	<u>35</u>
項第2号に掲	のもの	ル1年につき	
げる物件	外径が0.07メートル以上	長さ1メート	<u>50</u>
	0.1メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.1メートル以上	長さ1メート	<u>74</u>
	0.15メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.15メートル以上		99
	0.2メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.2メートル以上	長さ1メート	<u>150</u>

	0.3メートル	未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.3メ	ニートル以上	長さ1メート	230
	0.4メートル	未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.4メ	ートル以上	長さ1メート	400
	0.7メートル:	未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.7メ	ートル以上	長さ1メート	570
	1メートル未	に満のもの	ル1年につき	
	外径が1メー	ートル以上の	長さ1メート	1, 100
	もの		ル1年につき	
法第32条第1			占用面積1平	<u>1,900</u>
項第3号及び			方メートル 1	
第4号に掲げ	1		年につき	
る施設				
上 法第32条第 1	地下街及び	階数が1の	占用面積1平	Aに0.005を
項第5号に掲	地下室	もの	方メートル 1	乗じて得た額
げる施設			年につき	
		階数が2の	占用面積1平	Aに0.008を
		もの	方メートル 1	乗じて得た額
			年につき	
		階数が3以	占用面積1平	Aに0.01を乗
		上のもの	方メートル 1	じて得た額
			年につき	
	上空に設ける	<u>通路</u>	占用面積1平	1, 100
			方メートル 1	
			<u>年につき</u>	
	地下に設ける	通路	占用面積1平	680
			方メートル 1	
			年につき <u></u>	
	その他のもの	<u>)</u>	占用面積1平	<u>1, 900</u>

	0 0 1 1 1 1 1 1 1 0 1		
	0.3メートル未満のも	の ル1年につき	
	外径が0.3メートル	以上長さ1メート	200
	0.4メートル未満のも	の ル1年につき	
	外径が0.4メートル	以上長さ1メート	350
	0.7メートル未満のも	のル1年につき	
	外径が0.7メートル	以上長さ1メート	500
	1メートル未満のもの	の ル1年につき	
	外径が1メートル以	上の長さ1メート	990
	も の	ル1年につき	
 去第32条第		占用面積1平	1,700
頁第3号及		方メートル 1	1, 100
8 4 号 に掲		年につき	
<u>おもりに掲</u> る施設	()	7 (0) 0	
	1 上空に設ける通路(掲に関係なし)	(階数 占用面積1平 方メートル1	<u>830</u>
頁第5号に			830
頁第5号に		方メートル 1 年につき	<u>830</u> <u>500</u>
	掲に関係なし)	方メートル 1 年につき	
頁第5号に	掲に関係なし <u>)</u> 地下に設ける通路(方メートル1年につき(階数占用面積1平	

İ				
			方メートル 1	
			<u>年につき</u>	
法第32条第1	祭礼、縁日そ	その他の催し	占用面積1平	23
項第6号に掲	に際し、一脚	寺的に設ける	方メートル 1	
げる施設	もの		日につき	
	その他のもの)	占用面積1平	230
		_	方メートル 1	
			月につき	
令第7条第1	看板 (アーチ	一時的に設	表示面積1平	230
号に掲げる物	であるもの	けるもの	方メートル 1	
<u>件</u>	を除く。)		月につき	
		その他のも	表示面積1平	2, 300
		の	方メートル 1	
			年につき	
	標識		1本1年につ	<u>1,500</u>
			き	
	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本1目につ	23
		の他の催し	き	
		に際し、一時		
		的に設ける		
		もの		
		その他のも	1本1月につ	230
		<u>Ø</u>	き	
	幕(令第7条	祭礼、縁日そ	その面積1平	23
	第4号に掲	の他の催し	方メートル 1	
	げる工事用	に際し、一時	日につき	
	施設である	的に設ける		
	ものを除	もの		

		方メートル 1	
VL MT 0.0 M MT 1		年につき	1 700
法第32条第1 項第6号に掲		占用面積1平 方メートル1	<u>1, 700</u>
気 		カス・ドルエ 年につき	
TO DEED		1122	
令第7条第1		表示面積1平	<u>1,700</u>
号に掲げる物		<u> 方メートル1</u>	
<u>件</u>		年につき	
		1 + 1 5 2 0	
	標識	1本1年につ	1, 300
	<u>標</u> 蔵	1 本 1 年 に つ き	<u>1, 300</u>
	<u>標識</u> その他のもの	<u>き</u> 占用面積1平	
		き 占用面積1平 方メートル1	
		<u>き</u> 占用面積1平	
		き 占用面積1平 方メートル1	

1	, ,	7 0 11 0 1	7 0 7 4		222
	< 。)	その他のも			230
			方メート		
			月につき		
	アーチ	車道を横断		につ	<u>2, 300</u>
		<u>するもの</u>	き		
		その他のも	1 基 1 月	につ	<u>1, 100</u>
		<u>0</u>	き		
令第7条第2			占用面積	[1平	1,900
号に掲げる工			方メート	ル1	
<u>作物</u>			年につき		
令第7条第3			占用面積	1 平	Aに0.034を
号に掲げる施			方メート	ル1	乗じて得た額
設			年につき		
令第7条第4			占用面積	[1平	230
号に掲げる工			方メート	ル1	
事用施設及び			月につき		
同条第5号に					
掲げる工事用					
材料					
令第7条第6			占用面積	1 平	190
号に掲げる仮			方メート	ル1	
設建築物及び			月につき		
同条第7号に					
掲げる施設					
令第7条第8	トンネルの」	上又は高架の	占用面積	[1平	Aに0.015を
号に掲げる施	道路の路面	下(当該路面	方メート	ル1	乗じて得た額
<u>設</u>		余く。)に設			
	けるもの				
	上空に設ける	5 \$ 0	占用面積	1 平	Aに0.024を
I		<u> </u>	, , / , , , , , , , , , , ,	<u> </u>	

令第7条第4 号に掲げる工 事用施設及び 同条第5号に 掲げる工事用	占用面積1平 方メートル1 年につき	1,700
<u>材料</u> 令第7条第6 号に掲げる仮 設建築物	占用面積1平 方メートル1 年につき	1,700

İ					
				方メートル	1 乗じて得た額
				年につき	
	地下(トンネ	階数が	10	占用面積1	平Aに0.005を
	ルの上の地	もの		方メートル	1乗じて得た額
	下を除く。)			年につき	
	に設けるも	階数が	2の	占用面積1	平Aに0.008を
	の	もの		方メートル	1乗じて得た額
				年につき	
		階数が	3 以	占用面積1	平Aに0.01を乗
		上のもの	カ	方メートル	1じて得た額
				年につき	
	その他のもの)			平Aに0.034を
	, , , , ,	-			1 乗じて得た額
				年につき	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
令第7条第9	建築物			·	平Aに0.015を
号に掲げる施					1 乗じて得た額
<u>設</u>				年につき	
5/ \				<u> </u>	
	その他のもの)		占用面積1	平Aに0.01を乗
	<u> </u>	_			1じて得た額
				年につき	1 0 0 1 1 7 2 11 1
				1,	
				占用面積1	平A に 0.024 を
<u> </u>					1 乗じて得た額
設及び自動車	1			クノー・ハー 年につき	TORU CHARLE
	その他のもの)		-	平Aに0.01を乗
1 2/24	C -> 10 +> 0 +>	-			1 じて得た額
				<u>カノー 1 / 1</u> 年につき	- 10 1111CHX
会第7条第11	トンネルの	 			平A に 0.015 を
11 N 1 1 N N 1 1 1	1 2 -1-74 07		1/// 1/		1 121 (0.010 &

 合策 7 冬年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 占用面積1平近傍類似の:
i 幼・水タ 号に掲げる		方メートル1地の時価1
л. Х		年につき 0.018を乗り
		て得た額
	その他のもの	占用面積1平近傍類似の
		方メートル1地の時価!
		年につき 0.013を乗り
		て得た額

号に掲げる応	道路の路面下に設けるも	方メートル1乗	じて得た額
急仮設建築物	<u>の</u>	年につき	
	上空に設けるもの	占用面積1平A	に 0.024を
		方メートル1乗	じて得た額
		年につき	
	その他のもの	占用面積1平A	
		方メートル1乗	じて得た額
		年につき	
<u> </u>		上田云纬1亚A	170 001 7
<u>令第7条第12</u> 号に掲げる器		占用面積1平A 方メートル1乗	
具		年につき	して付た領
<u>~</u>		110 20	
	トンネルの上又は自動車	占用面積1平A	に 0.015を
号に掲げる施	専用道路(高架のものに	方メートル1乗	じて得た額
<u>設</u>	限る。)の路面下に設け	年につき	
	<u> るもの</u>		
	上空に設けるもの	占用面積1平A	に 0.024を
		方メートル1乗	じて得た額
		年につき	
	その他のもの	占用面積1平A	
		方メートル 1 乗	じて得た額
		年につき	

備考

1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電

号に掲げる応	高架の道路の路面下に設	方メートル 1	地の時価に
急仮設建築物	けるもの	年につき	0.018を乗じ
			て得た額
	その他のもの	占用面積1平	近傍類似の土
		方メートル 1	地の時価に
		年につき	0.025を乗じ
			て得た額
令第7条第12		占用面積1平	
号に掲げる器 -		方メートル 1	
<u>具</u>		<u>年につき</u>	0.025を乗じ
			て得た額

備考

1 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若し くは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1 平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。 柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方 メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若し くは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるとき は、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1 月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1 月として計算するものとする。
- 7 占用料の額が100円に満たない場合にあっては、100円とする。

2 占用料の額が100円に満たない場合にあっては、100円とする。

- 3 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- <u>5</u> 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。